

## 被扶養者の認定要件の変更にかかる確認及び届出について

昨年5月健康保険法等の一部を改正する法律及び同年8月健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布により、別紙「健康保険被扶養者の国内居住要件について」のとおり被扶養者の認定基準に国内居住要件が追加され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。

のことから、施行日時点で国内に住所を有さない被扶養者の方については、原則、削除の届出が必要となります。また、別紙の「国内居住要件の例外」に該当する場合には、その旨の届出も必要となります。

つきましては、該当する被扶養者をご確認のうえ被扶養者（異動）届により、ご提出いただきますようお願いいたします。

### 1. 国内居住要件の確認が必要な方

現に海外に在住する被扶養者

### 2. 届出方法

#### (1)国内居住要件の例外に該当する場合

被扶養者（異動）届の「海外特例要件該当」を○で囲んでいただき、⑯欄に「令和2年4月1日」及び⑰欄に理由を記入のうえ、確認書類（別紙、「健康保険被扶養者の国内居住要件について」参照）を添付してご提出ください。

#### (2)国内居住要件の例外に該当しない場合

被扶養者（異動）届の「海外特例要件非該当」を○で囲んでいただき、⑯欄に「令和2年4月1日」と記入及び⑰欄の2.に○印のうえ、当該被扶養者の健康保険被保険者証を添付してご提出ください。

※令和2年4月6日（月）までに当健康保険組合までご提出をお願いします。

### 3. その他

健康保険被扶養者（異動）届（新様式）につきましては、追って組合ホームページに掲載させていただく予定ですが、掲載までに届出を行っていただく場合は、当組合適用課までご連絡ください。

以上のことについてのお問い合わせは、06-6765-9212（適用課）までお願いします。

## 健康保険被扶養者の国内居住要件について

健康保険法等の一部が改正され、令和2年4月1日より被扶養者の認定要件に「日本国内に住所を有すること(日本に住民票があること)」(以下「国内居住要件」といいます)が追加されます。

これに伴い健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和元年8月30日に公布され、具体的な国内居住要件の例外や届出に必要な添付書類について昨年11月13日付で発出されておりますので、以下をご確認ください。

### 国内居住要件を満たす人

日本に住所(住民票)がある人→住民基本台帳に住民登録されているかで判断

※住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、例外的に国内居住要件を満たさないものと判断されます。

### 国内居住要件の例外となる人

日本に住所(住民票)がなくても例外として被扶養者となる人

○例外として認められる事由と添付書類の例

例外として認められる事由	添付書類の例
①外国において留学をする学生	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する者	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 (観光、保養又はボランティア活動等)	査証(ビザ)、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者であって②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①～④のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

注) 確認書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

### 国内居住者であっても、被扶養者と認められない場合

医療滞在ビザで来日した人、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した人については、国内居住であっても被扶養者として認定されません。

### 国外居住中の人の(上記①～⑤「例外として認められる人」に該当しない人)

被扶養者の要件を満たさないことになります。

### 経過措置について

国内居住要件により被扶養者でなくなる人が令和2年4月1日時点で、日本の保険医療機関に入院中の場合、入院期間中は引き続き被扶養者となります。退院した日をもって被扶養者資格がなくなります。

(裏面に続く)

**現に海外に在住する被扶養者について、次の届出が必要ですのでご確認をお願いします。**

**施行日前（現在）国外に居住されている人（被扶養者）の届出方法**

**①国内居住要件の例外に該当する場合**

被扶養者（異動）届の「海外特例要件該当」を○で囲み、⑯欄に「令和2年4月1日」と記入及び⑰欄に該当理由を記入のうえ、確認書類（上記、添付書類の例参照）を添付してご提出ください。

**②国内居住要件の例外に該当しない場合**

被扶養者（異動）届の「海外特例要件非該当」を○で囲み、⑯欄に「令和2年4月1日」と記入及び⑰欄の2.に○印のうえ、当該被扶養者の健康保険被保険者証を添付してご提出ください。

**③国内居住要件の例外に該当しない人が入院中の場合**

令和2年4月1日時点において日本国内の保険医療機関に入院中の場合は、⑯欄に退院予定年月日を記入のうえ、現に入院中であることを証する書類（入院申込書や入院診療計画書の写し）を添付してご提出ください。

なお、当該入院が終了（退院）した時点で、経過措置対象者でなくなるため、被扶養者（異動）届のご提出が必要となります。

**④提出期限**

**令和2年4月6日（月）までにご提出をお願いします。**

※国内居住の要件を満たしておらず、健保組合へ被扶養者非該当の手続きを行わなかった（もしくは遅れた）場合は、令和2年4月1日に遡って被扶養者の資格を取り消し、医療機関等での受診に係る保険給付費についても遡って請求させていただくことになります。

**その他**

①今回の改正により、被扶養者の要件として国内居住要件が追加されましたが、身分関係や生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については従来どおりです。

②健康保険被扶養者（異動）届（新様式）については、追って組合ホームページに掲載予定ですが、掲載までに部数が必要な場合は、当組合適用課までご連絡ください。

以上のことについてのお問い合わせは、06-6765-9212（適用課）まで